

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

沖縄県対処方針変更に伴う7月25日以降の部活動について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、急激な感染拡大を抑え込み、県民の命を守るために緊急対策として、7月21日付け沖縄県新型コロナウイルス対策本部会議において、沖縄県対処方針が変更されました。県内の新規感染者数が急増していることから、部活動等の実施に係る感染防止対策を徹底する必要があります。

つきましては、7月25日（月）以降の市内各学校の部活動については、下記のとおりとします。

なお、令和4年6月24日付け名教委学第885号は廃止します。今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

- 1 7月25日（月）以降の部活動については、地域の感染状況を踏まえ、各競技団体等のガイドラインに則り、下記の点に留意して行うことができる。
※練習や大会参加にあたり、校長は、下記の点を事前にご指導下さい。
 - ・日頃から健康観察を徹底し、少しでも体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
 - ・ワクチン接種を希望する児童生徒には、集団接種会場等を周知すること。
 - ・ワクチン接種については、強制や同調圧力とならないよう十分に配慮すること。
 - ・練習や大会で、体調に異変を感じる者がいた場合、抗原検査キット（令和3年9月7日付教保第1010号手引き参照）を活用する等、感染症対策に努めること。
- 2 平日2時間程度（早朝練習も含む）、土日祝日は3時間程度の練習とする。（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）
- 3 部活動の実施に際しては、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
- 4 運動部部活動でのマスク着用は必要ない。ただし、練習場所や更衣室等、食事や集団での移動に当たっては、マスクの着用を含めた感染防止対策を徹底すること。
- 5 練習試合や合同練習も上記1～4を遵守し行うことができる。但し、移動時の感染症対策も十分講ずること。
- 6 県外合宿・遠征については、当該都道府県の定める対処方針を確認の上、学校において、その意義や必要性・移動計画（航空便キャンセル料金）、感染状況によっては県外合宿・遠征の中止を求める場合もあること等も含め、慎重に検討すること。また、保護者、部員の意向を十分に尊重し、参加が強制とならないよう配慮すること。
- 7 県内・県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。
※帰省や民泊、イベント参加など、旅先での感染リスクが高いときには、旅行開始の直前に、PCR検査等で陰性を確認してください。（沖縄県対処方針参照）
- 8 その他
 - (1) 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。
 - (2) 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。
 - (3) チェックリストを活用する等、感染対策を確認して活動の実施の可否について判断するなど、管理職が責任を持って一層の感染症対策に努めること。

【添付資料】

- ・別紙
- ・チェックリスト

◇本件担当◇
名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 指導主事 諸見 秀幸

